

令和4年6月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和4年6月9日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和4年6月9日 午前9時宣告

開 議 令和4年6月9日 午前9時宣告（第7日）

応招議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

不応招議員 なし

出席議員	1番	齋藤	光	2番	岡林	哲司	3番	山本	和輝
	4番	田村	幸生	5番	橋元	陽一	6番	宮崎	知恵子
	7番	西森	勝仁	8番	下川	芳樹	9番	坂本	玲子
	10番	森	正彦	11番	松浦	隆起	12番	岡村	統正
	13番	永田	耕朗	14番	藤原	健祐			

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町民課長補佐	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事務局長	池内 智保
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	梶原枝理子	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	藤本 雅徳
税 務 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和4年6月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和4年6月9日 午前9時開議

- 日程第1 議案第44号 令和4年度佐川町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第2 議案第45号 令和4年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第3 議案第46号 令和4年度佐川町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第47号 令和4年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第48号 令和4年度佐川町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第49号 佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第50号 加茂辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第8 議案第51号 尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第9 議員派遣について
- 日程第10 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

令和4年6月佐川町議会定例会追加議事日程（第4号の追加1）

令和4年6月9日 午前9時開議

- 日程第1 議案第52号 物品購入契約の締結について
- 日程第2 議案第53号 物品購入契約の締結について
- 日程第3 議案第54号 工事請負契約の締結について
- 日程第4 議案第55号 特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（西森勝仁君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

なお、先の一般質問の答弁で産業振興課長から訂正の申し出があつておりますので、許可します。

産業振興課長（下八川久夫君）

おはようございます。下川議員の一般質問に対する私の回答の中で、おもちゃ美術館の実施設計の工期を誤って 6 月末と回答しておりましたが、正しくは 9 月末でしたので訂正をさせていただきます。以上です。

議長（西森勝仁君）

日程第 1、議案第 44 号、令和 4 年度佐川町一般会計補正予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

13 番（永田耕朗君）

31 ページの住宅管理費の 341 万 2 千円ということで、池田団地という説明がございましたが、この 300 万で何世帯の設置が可能なのか。そして、今後の見通し、3 月議会で麻田前課長が 1 千万ぐらいの予算が必要じゃないかというような答弁であったと思いますが、今後、町営住宅へのシャワーの設置、どの様な見通しであるか説明を願います。

総務課長（片岡和子君）

おはようございます。御質問にお答えさせていただきます。

こちらの、今回補正をお願いしております金額につきましては、議員さんがおっしゃいましたとおり、今年度につきましては池田団地のほうを予定しております。池田団地の条例上の戸数は 52 戸ではございますけれども、今までに個人負担などで既にシャワーを設置されている御家庭もあると聞いております。そちらのほうを調査させていただきましたところ、シャワーなしである見込みの戸数が 22 戸となっております。

こちらのほうを管理を、大体管理をしてくださっているシャワー取りかえ工事ができる業者さんのほうに見積もりをさせていただきましたところ、1 件 15 万 5 千円程度でできるということでしたので、今回の補正額につきましては 15 万 5,078 円の 22 戸分で予算の

ほうを計上させていただいております。

今年度につきましては池田団地と申しましたけれども、来年度につきましては、富士見団地のほうを計画を立てておりまして、2カ年で公営住宅のほうは取り組みをさせていただく予定をさせていただいております。今年度は池田団地について対応させていただきまして、来年度につきましては富士見団地のほうを実施していきたいと考えているところでございます。以上です。よろしく申し上げます。

(「はい。わかりました。」の声あり)

議長 (西森勝仁君)

ほかに質疑はありませんか。

5 番 (橋元陽一君)

補正予算書の 29 ページにかかわってきますけども、今回、県の補助を受けてですね、かなり大きな補助を受けて、いろんな催し物が取り組まれていることも提案されておりました、特に、この中で情報発信・おもてなし強化等委託料で 6,648 万 2 千円の予算がされています。この内容について概略で構いませんので、もう一度教えていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つはですね、給与明細、給与費明細書のところで、にかかわってであります。一般質問でも質問させていただいて、定員が増えられた、増やした中でですね、予算化されてると思うんですけど、少しカウントの仕方がちょっとわかりにくいので質問させていただきます。

一般職の中のアの会計年度任用職員以外の職員、これが多分正規の職員数だと思うんですけども、短時間勤務の人が 9 人と 117 人という、組まれてますけども、およそどういう職域っていうか、で、カウントされているのか概略で構いませんので教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

まちづくり推進課長 (岡田秀和君)

おはようございます。私のほうからは牧野富太郎博士顕彰事業の委託の部分で、について御説明をさせていただきます。

まず、情報発信の件についてなんですが、まずですね、トータルデザインという形でその今回のキーになるデザイン、こちらの作成と、それぞれですね、グッズでありますとか、PR の動画の作成でありますとか、そういった部分のアドバイスも含めたトータルのな

デザイン。それからあとはですね、パンフレットの作成、それからインバウンド関係に対する制作物。それからあとは旅行代理店の商品作りに伴います誘致でありますとか、あと、案内板関係のリニューアル。それから、先ほど申しましたグッズ開発、それから食品、お土産物とかの開発。そういったもの等々含めまして6千万ぐらいになってくるというふうな形でございます。以上です。

総務課長（片岡和子君）

それでは私のほうからは給料の明細の人数についてお話をさせていただきたいと思います。

まず、会計年度任用職員以外の職員ということで、かっこ内に9名とございます。こちらのかっこ内につきましては、次のページの1番上の表の下に備考欄がありますけれども、かっこ内は短時間勤務職員について外書きすることということになっております。この9名は具体的に申し上げますと、再任用職員と任期付職員になっております。再任用職員につきましては、6部署に7名、それから任期付職員につきましては、まちづくり推進課と研究所、教育研究所のほうにそれぞれ1名ずつ配置をしております。で、合計9名ということになります。

続きまして、職員数の117名についてなんですけれども、こちらのほうが一般会計のほうで予算措置をさせていただいております職員の数になります。せんだって一般質問の中でお答えをさせていただきました10区分のうち、町長部局が92名、それから議会の職員が1名、教育委員会が13名、給食センターが8名、農業委員会が2名、そして水道事業のほうで1名の合計117名となっておりますので、よろしく願いいたします。

（「はい。ありがとうございます。わかりました。」の声あり）

議長（西森勝仁君）

ほかに質疑はありませんか。

2番（岡林哲司君）

予算書の29ページで、先ほど橋元議員が質問されたところと少し被りますけれども、情報発信・おもてなし強化等委託料の中で、トータルデザインというデザインの部分がありました。このデザインの部分についてどれぐらいの金額なのかということと、こういった基準で委託業者を選定するかということをお教えください。お願いします。

まちづくり推進課長（岡田秀和君）

お答えいたします。トータルデザイン全体の委託につきましては、825万の金額を見積もっております。こちらにつきましては、先ほどもちょっとお答えさせていただいた部分があるんですが、まず、キーになるデザイン、これの作成と、それから町内のその装飾関連、それから先ほども申しましたグッズ関係の制作。それから広報関連。PR動画でありますとかそういったもの。こういったもの全体のプロデュース業務、こういったものも含めております。

で、こういった業者の選定についてということですが、本来であればプロポーザルなどをしてやってですね、業者さんを選定するという方法が適正であるというのは認識をしているところなんですけど、何分時間がとても限られたところで、なかなか余裕がないというところもございます。で、やはり総合計画にもありますまちまるごと植物園の取り組み、こういった牧野公園関連の事業がやっぱり中心になってくるところでございますので、そうした事業につきまして趣旨を御理解いただいているところ。また、現在この計画に伴いまして、委託をしております業者さんがございます。そういったところが今後、スケジュール管理等も含めましてアドバイザーのほうもいただいておりますので、こういったところとの随意契約というのを現在想定をして事業を進める予定をしております。以上です。

2番（岡林哲司君）

詳細な説明をありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第44号、令和4年度佐川町一般会計補正予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 44 号は可決されました。

日程第 2、議案第 45 号、令和 4 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 45 号、令和 4 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 45 号は可決されました。

日程第 3、議案第 46 号、令和 4 年度佐川町介護保険特別会計補正予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 46 号、令和 4 年度佐川町介護保険特別会計補正予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 46 号は可決されました。

日程第 4、議案第 47 号、令和 4 年度佐川町後期高齢者医療特別会

計補正予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 47 号、令和 4 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第 47 号は可決されました。

日程第 5、議案第 48 号、令和 4 年度佐川町水道事業会計補正予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 48 号、令和 4 年度佐川町水道事業会計補正予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 48 号は可決されました。

日程第 6、議案第 49 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 49 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 49 号は可決されました。

日程第 7、議案第 50 号、加茂辺地に係る総合整備計画の変更について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番 (齋藤光君)

総合整備計画の変更についてですけれども、産業振興施設、これは道の駅のことだと思えますけれども、この一般財源の金額がですね、約 4 億円、前回の総合整備計画より増額されているのですが、その増額の内容を教えてくださいたいと思います。よろしくお願ひします。

産業振興課長 (下八川久夫君)

お答えいたします。昨年計画の時点では道の駅の基本設計もできていない状態でした。その後ですね、基本設計、実施設計に基づく積算、また資材の高騰、また遊具公園の整備の追加、そういったことなど含めまして、総額 4 億 3,369 万 6 千円の増額になっております。以上です。

議長 (西森勝仁君)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 50 号、加茂辺地に係る総合整備計画の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 50 号は可決されました。

日程第 8、議案第 51 号、尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の策定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

12 番（岡村統正君）

この古畑地区の水道の給水施設、これを整備するということですが、これ関連をした戸数は何軒あるか。また、これに参加したいというふうなことがあれば参加ができるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

建設課長（藤本雅徳君）

お答えします。古畑地区のまず世帯数ですが、給水世帯としまして、12 世帯あります。これ、飲料水供給施設ですので、それぞれ水源、それから水源から関係のお家までパイプを引いて給水をしているものですが、それぞれのどう言いますか、地域の自治会、自治会というか自治組織の中で運営されておりますので、もしその飲料水供給施設に入りたいと、加入されたいという方はその代表の方と相談していただくということになると思います。以上です。

議長（西森勝仁君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 51 号、尾川・斗賀野辺地に係る総合整備計画の策定につい

て、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 51 号は可決されました。

お諮りします。

ただいま、町長から議案第 52 号から議案第 55 号までの 4 議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 4 として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第 52 号から議案第 55 号までを日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 4 とし、議題とすることに決定しました。

議案配付のため休憩します。

休憩 午前 9 時 25 分

再開 午前 9 時 27 分

議長 (西森勝仁君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 1、議案第 52 号、物品購入の締結についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。

町長 (片岡雄司君)

おはようございます。それでは、追加議案について御説明を申し上げます。

議案第 52 号、物品購入契約の締結につきましては、令和 4 年 5 月 31 日に入札を行いました。令和 4 年度佐川町消防団ポンプ自動車調達業務の物品購入契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は指名競争入札、契約金額は 2,937 万円、契約の相手方は高知県高知市南川添 1 番地 28、株式会社藤島、代表取締役藤島正守でございます。説明は以上でございます。

なお、議案の詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

総務課長（片岡和子君）

議案第 52 号、物品購入契約の締結について、御説明をさせていただきます。

今回、購入を予定しておりますのは消防ポンプ自動車、いわゆるポンプ車と呼ばれるものでございます。現在佐川町消防団に配備しております消防ポンプ自動車は 7 台ございまして、老朽のため、平成 29 年度から令和 5 年度まで、年に 1 台ずつ更新をさせていただく計画をしております。

本年度につきましては、現在、最も古くなっております平成 10 年 12 月に導入させていただきました斗賀野分団のポンプ車の更新を予定しております。車両の概要につきましては、参考資料議案第 52 号関係をごらんいただければと思います。

参考資料の 2 枚目になります。写真のほうは昨年度、加茂分団に配備をさせていただきましたポンプ車の写真となっております。今年度は排気量 2,999 c c 以上、4 輪駆動、定員 6 名。加茂分団に配置をいたしましたポンプ車と同タイプの車両を予定させていただいております。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（西森勝仁君）

以上、説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 52 号、物品購入契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって議案第 52 号は可決されました。

追加日程第 2、議案第 53 号、物品購入契約の締結についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

議案第 53 号、物品購入契約の締結につきましては、令和 4 年 5 月 31 日に入札を行いました、佐川町立学校給食共同調理場真空冷却機・消毒保管機入替業務の物品購入契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は指名競争入札、契約金額は 1,284 万 8 千円。契約の相手方は愛媛県松山市天山 3 丁目 13 番 12 号ウエストビル天山 1 階株式会社中西製作所松山営業所所長水野裕一郎でございます。

説明は以上でございます。なお、議案の詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

教育次長（廣田春秋君）

それでは、議案第 53 号、物品購入契約の締結について御説明をさせていただきます。

今回購入を予定していますのは給食センターの設備備品 2 台になります。真空冷却機 1 台と消毒保管機 1 台となります。いずれも開所当時の設備で老朽化しており、故障を繰り返して業務に支障が出ていることから今回入れかえるものです。設備の概要につきましては、参考資料の裏面をごらんいただければと思います。

上のほうが真空冷却機になっております。この設備は加熱調理した食材を雑菌が繁殖しないように冷却する設備となっています。下の段のほうが消毒保管機です。この設備は高温の熱風により食器や食缶を消毒し、そのまま保管できる設備となっております。

両設備とも安全な給食を提供するのに欠かせない設備となっております。なお、両設備とも夏休み期間を利用して入れかえを行うということにしております。説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長（西森勝仁君）

以上、説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 53 号、物品購入契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 53 号は可決されました。

追加日程第 3、議案第 54 号、工事請負契約の締結についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは議案第 54 号、工事請負契約の締結につきまして御説明をさせていただきます。

令和 4 年 6 月 3 日に入札を行いました「まきのさんの道の駅・佐川建設工事の契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は一般競争入札、契約金額は 8 億 630 万円、契約の相手方は高知県高知市西秦泉寺 435 番地 1、株式会社岸之上工務店代表取締役社長岸之上憲一でございます。

説明は以上でございます。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは、議案第 54 号、工事請負契約の締結について説明をさせていただきます。

今回の工事につきましては、まきのさんの道の駅・佐川建設工事

となっております。

契約の目的、契約の方法、契約金額、契約の相手方は町長の提案説明のとおりであります。

参考資料議案第 54 号関係で説明をしますので、参考資料のほうをごらんください。参考資料は A 4 が両面で 1 枚。A 3 片面印刷の図面が 2 枚の 3 枚とじてとなっております。

1 枚目の A 4 資料 1 の入札（一般競争入札）はこの工事の入札結果ということになっております。2 の工期につきましては契約日から令和 5 年 3 月 30 日までとしております。3 の工事概要につきましては、こちらにありますようにまきのさんの道の駅・佐川の建設工事となり、敷地面積 1 万 35 平方メートル、内建設面積 2,030 平方メートル、延べ床面積 1,786 平方メートル、芝生広場 5,907 平方メートルとなっております。工事につきましては、建築主体、電気設備、機械設備の一括発注となります。

裏面をごらんください。道の駅棟建築工事につきましては、物販、レストランテナントなどの飲食機能、観光案内機能、事務所機能などの整備となります。建物構造は木造平屋建てとなります。

おもちゃ美術館建築工事は建物のみ工事となり、電気空調などの設備工事や内装工事を除くスケルトンの状態での完了となります。

構造は道の駅棟と同じく木造平屋建てとなります。

屋外附帯工事としましては、駐車場、植栽、案内、誘導などのサイン関係の整備となります。

マルシェ広場庇建築工事は道の駅本体と国土交通省が整備する 24 時間トイレを接続する屋根付きの通路となります。

芝生広場工事は建物南側の広場に芝生を整備するほか、その他の植栽、ビオトープの整備、既設側溝への木製グレーチングの設置などを行います。

2 枚目の A 3 の図面をごらんください。

この図面は開いていただいて、上が東になります。とじている左側が北で、国道 33 号線側となります。

図面の中で赤の点線で囲んでいる範囲が今回の工事の範囲となります。図面の中央の灰色に着色している部分が建物となります。東側がおもちゃ美術館、西側が道の駅となります。建物南側が芝生広場となり、建物の道路、既設の道路を挟んで東側にありますのがビオトープとなります。

3枚目にはA3で建物の平面図を添付しております。各間取りと広さが記載してありますので、御参考にしてください。で、この図面は上が北側で国道側となりますのでよろしく願いいたします。以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（西森勝仁君）

以上、説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番（橋元陽一君）

競争入札にかかわってですね、約1億5千万ぐらいの格差があるのかなっていう状況です。で、半分が失格、オーバーしてるということなんですが、あの、原材の資材高騰等含めてですね、見積もりにあたっての方についても随分と苦労されてるのかなと思うんですけども、担当のほうでこれだけ違いが出たのをどんなふうに捉えているかちょっと聞かせていただいたらと思います。

産業振興課長（下八川久夫君）

入札の価格差につきましては、各業者さんでの積算という形になりますので、その中で見積もり等をとって積算していただいた結果だということ考えておりますので、各会社によっての差の開きがあったというふうには認識はしております。

5番（橋元陽一君）

その、格差が出てきたのはどこらへんがポイントなのかなっていうのはちょっとわかりにくい、わからなかったら構いませんので、もし把握されていたら。

産業振興課長（下八川久夫君）

現状ではちょっと把握することができており、わかりませんので、わからないというところです。

副町長（田村正和君）

お答えをします。入札の際にですね、各業者から見積もりの内訳を提出いただいておりますので、その当方のほうで積算をした内容とどれぐらいの差額があるかというのは、ちょっと今資料は持ってませんので、また調べて後ほど御報告をしたいと思います。以上です。

議長（西森勝仁君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 54 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 54 号は可決されました。

追加日程第 4、議案第 55 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは議案第 55 号について御説明をさせていただきます。議案第 55 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、このたび、管理職である課長が他課に属する職員への暴行並びに関係職員への暴言など、職場内秩序を乱す行為に対する懲戒処分を 6 月 2 日付で行ったところであります。

町長としまして、その責任の重大さを重く受け止め、管理監督すべき立場であるものとして、給料 1 カ月を 10 分の 1 減給する条例を、また、副町長につきましても給料 1 カ月を 10 分の 1 減給する条例を提出させていただくものであります。説明は以上でございます。なお、議案の詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

総務課長（片岡和子君）

それでは、議案第 55 号について御説明をさせていただきます。特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、先ほど町長からも御説明をさせていただきましたとおり、このたび、管理職職員の他課職

員への暴行、暴言など、職場内秩序を乱す行為に対する懲戒処分を6月2日付で行ったところでございます。

このことに伴いまして、町長及び副町長の給料につきまして、それぞれ月額額の10分の1を減額する条例を提出させていただくものでございます。どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（西森勝仁君）

以上、説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番（岡林哲司君）

2番、岡林です。この減給の案ですけれども、その処分をされた方っていうのは今2カ月停職という処分が下っています。で、この町長と副町長の給与の減額については、どのような基準でこの数字になったかっていうのをちょっと教えていただきたいです。

町長（片岡雄司君）

説明させていただきます。

当該職員につきましては、2カ月の停職ということにさせていただいておりますが、私と副町長については1カ月の10分の1の給料の減額ということで、今までの事例とかですね、過去の県内の事例を参考にさせていただきまして、今回の条例改正とさせていただいておりますので、させていただいているところでございます。

2番（岡林哲司君）

御説明ありがとうございます。

町民の中からもさまざまな声が上がってますので、その処分以降ですね、町長にも副町長にもしっかりこの問題に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（西森勝仁君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 55 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 55 号は可決されました。

日程第 9、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣についてはお手元に配付しましたとおり、派遣することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって議員派遣はお手元に配付のとおりと決定しました。

日程第 10、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長（片岡雄司君）

それでは、6 月定例会の閉会にあたりまして、御挨拶を申し上げます。

本定例会におきまして、専決処分にかかわる報告 2 件と、条例改正、令和 4 年度補正予算など議案 8 件、そして追加議案 4 件を御提案させていただき、全ての議案におきまして、適切なる御審議の上、御承認をいただきました。まことにありがとうございました。

今回の定例会の行政報告でも報告をさせていただきましたが、管理職という立場のある職員が職場内秩序を乱す非違行為がありました。あってはならない行為であり、非常に残念な思いでございます。このような不祥事を二度と起こさないよう、職員全員に対し公務員倫理の確立と服務規律の厳守、綱紀粛正の徹底を行ってまいります。この職員に対し、停職2カ月の懲戒処分といたしました。この2カ月間でしっかりと反省をしていただき、心を入れかえ、新たな気持ちで復帰することを期待をしております。

また、令和4年度一般会計補正予算におきましては、来年春に放映予定のNHK連続テレビ小説らんまんの取り組みに関する観光振興、産業振興の予算、約1億5千万円の補正予算を御承認いただきました。限られた期間ではありますが、県や関係機関とも連携し、しっかりと大胆かつスピード感を持って取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても今後とも御指導御協力をよろしくお願いいたします。

また、一般質問におかれまして8人の議員の皆様から御質問をいただきました。佐川町のさまざまな課題につきまして、多岐にわたり大変貴重な意見をいただきました。これからの意見、御提案を真摯に受け止め、住民の皆様のため、町政運営に生かしてまいりたいと考えております。

さて、一般質問で3名の議員より御質問いただきました道の駅に関する事業におきましては、施工業者も決定いたしましたので、今後とも国土交通省や関係機関ともしっかりと協議をし、来年5月開業に向け全力で取り組んでまいります。

終わりになりますが、いまだ収束の見えない新型コロナウイルスにつきましても、減少傾向にはあるものの、依然予断を許さない状況が続いております。今後はウィズコロナに対応し、町政を動かしていかなければならないことは言うまでもありません。町としましては引き続き感染リスクの低減を図るため、積極的に感染予防対策の徹底の周知と啓発を行っていくとともに、経済の活性化に取り組んでまいります。

そして、1日も早く感染前の日常に戻るよう願うばかりでございます。今後とも、町民の皆様に対しまして説明責任を果たし、行政運営に努めてまいりますので、議員の皆様には引き続き御指導御協力をお願いさせていただきます、閉会の挨拶とさせていただきます。

6月定例会、まことにありがとうございました。

議長（西森勝仁君）

本日の会議はこれを持ちまして終わります。

以上で、令和4年6月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前9時55分

